

兵庫県公報

令和2年11月25日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○ 高病原性鳥インフルエンザの発生（畜産課）	1
○ 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う家さん等の移動制限及び搬出制限（同）	1

告 示

兵庫県告示第1227号の3

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和2年11月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 家畜伝染病の種類
高病原性鳥インフルエンザ
- 2 家畜の種類
鶏
- 3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
疑似患畜 146,000羽
- 4 発生場所
淡路市
- 5 発生年月日
令和2年11月25日



兵庫県告示第1227号の4

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第32条第1項及び家畜伝染性疾患の発生予防及びまん延防止の措置を定める規則（昭和39年兵庫県規則第80号）第3条の規定に基づき、次のとおり家畜及び物品の移動を制限することを命ずる。

令和2年11月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 移動を制限する家畜の種類等
 - (1) 移動を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
 - (2) 移動を制限する物品
病原体を広げるおそれのある物品
 - (3) 移動を制限する区域
発生農場から半径3キロメートル以内の下記区域
淡路市浅野南、浅野神田、生田大坪、生田田尻、育波、久野々、黒谷、斗ノ内、室津
 - (4) 移動を制限する期間
令和2年11月25日から当分の間
- 2 搬出を制限する家畜の種類等
 - (1) 搬出を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
 - (2) 搬出を制限する物品

病原体を広げるおそれのある物品

(3) 搬出を制限する区域

発生農場から半径10キロメートル以内の下記区域

淡路市井手、江井、尾崎、上河合、北山、草香、郡家、下河合、新村、多賀、高山、竹谷、遠田、中村、柳沢、生穂、生穂新島、池ノ内、王子、大谷、大町上、大町下、大町畑、興隆寺、佐野、佐野新島、塩田新島、志筑、志筑新島、中田、長沢、野田尾、浦、釜口、仮屋、楠本、久留麻、河内、下田、白山、谷、中持、浜、生田畑、石田、小倉、小田、富島、長畠、仁井、野島大川、野島貴船、野島常盤、野島墓浦、野島平林、船木、岩屋

(4) 搬出を制限する期間

令和2年11月25日から当分の間